

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）において、一時保護委託の登録制度を創設したところ。
- 改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「改正後児童福祉法」という。）第 33 条第 1 項第 2 号や同法第 21 項等において新たに内閣府令に委任された事項を児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）において定めるものである。

2. 改正の概要

- ① 改正後児童福祉法第 33 条第 1 項第 2 号の対象は、次のとおり定めることとする。
 - ア 児童福祉法第 12 条の 4 第 1 項に規定する一時保護施設（児童を委託しようとする都道府県が設置するものを除く。）、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業者又は里親
 - イ 病院又は診療所
 - ウ 児童自立生活援助事業者又は障害児に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う者（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第 22 条に規定する認定等を受けたものに限る。）
- ② 改正後児童福祉法第 33 条第 21 項及び第 22 項において、児童相談所長又は都道府県知事が自ら一時保護を行うことができず、かつ登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合、2 週間以内に限り、内閣府令で定めるところにより、適当な者に一時保護委託をすることができることとしている。

児童相談所長は、当該委託に当たって、適当な者（以下「緊急一時保護委託者」という。）に一時保護を委託しようとするときは、次に掲げる事項を確認しなければならないこととする。

- ・ 緊急一時保護委託者と当該児童又は保護延長者との関係性
- ・ 緊急一時保護委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 緊急一時保護委託者が個人である場合にあっては、当該緊急一時保護委託者及びその同居人の性別、生年月日及び健康状態
- ・ 一時保護を行う場所の所在地
- ・ 一時保護を行う施設又は住居の設備及び施設である場合にあっては当該施設の名称
- ・ 改正後児童福祉法第 34 条の 22 第 4 項各号の規定に該当しない旨
- ・ その他児童相談所長が必要と認める事項

また、児童相談所長は、経済的に困窮している個人（児童の親族である場合を除く。）に対して一時保護を委託することができないこととし、緊急その他やむを得ない事由により、引き続き同一の緊急一時保護委託者に緊急一時保護委託を行うことが適当であると認める場合は、当該委託が適当であるかどうか、上記の事項を 2 週間ごとに確認しなければならないこととする。

- ③ 改正後児童福祉法第 34 条の 22 第 1 項において、一時保護委託の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、同条第 2 項の基準に適合していることを証する書類その他の内閣府令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならないこととしている。

改正後児童福祉法第 33 条第 1 項第 1 号の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、一時保護委託を受けることを希望する管轄の都道府県知事に提出しなければならないことのほか、以下の書類を提出しなければならないこととする。

- ・ 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 一時保護を行う施設の名称及び所在地

- ④ 改正後児童福祉法第 34 条の 22 第 5 項において、登録は、都道府県知事が、登録一時保護委託者登録簿に、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載してするものとしている。

登録一時保護委託者登録簿には、同条第 2 項に規定する基準で定める事項について記載することとする。

- ⑤ 改正後児童福祉法第 34 条の 23 では、登録一時保護委託簿の内容を変更す

るときは、内閣府令で定めるところにより、その2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしている。

登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者登録簿記載事項のうち変更する事項及び変更の理由について都道府県知事に届け出なければならないこととする。

- ⑥ 都道府県知事は、登録一時保護委託者から削除の申出があった場合には、当該登録一時保護委託者の登録を削除することができることとする（ただし、当該登録の削除の申出が、改正後児童福祉法第34条の25に基づく報告の求め、質問、立入検査、改善勧告、登録の取消等の実施を妨げる目的その他の不正の目的であった場合には、この限りでない。）。
- ⑦ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正後児童福祉法第33条第1項第2号、同条第21項、第34条の22第1項及び第5項、第34条の23並びに第49条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和8年3月下旬（予定）
- 施行期日：改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日。ただし、2①ウについては、こども性暴力防止法の施行の日（令和8年12月25日）